

10月1日から

# ごみは有料です

燃やせるごみ、燃やせないごみは市指定のごみ袋です

問 ごみ減量課 ☎ 797・0530

市では、厳しいごみ問題の現状を踏まえ、ごみの減量・資源化の強力な推進、公平な負担システムの導入等、環境を守ることを目的として、指定袋制による家庭ごみ等の有料化を実施します。

## 指定収集袋によるごみの有料化

燃やせるごみと燃やせないごみは、市の指定収集袋に入れて出してください。

市の指定収集袋以外で出されたものは収集しませんので、ご注意ください。指定収集袋に入らないものは粗大ごみ扱いになります。

資源物(ビン、カン、古紙、古着、ペットボトル)、有害ごみ(乾電池、蛍光灯、スプレー缶など)は無料で収集します。

指定収集袋の種類と価格  
指定収集袋は、右下表示のステッカーを標示した指定取扱店(約

## 指定収集袋の種類と価格

ごみの種類	袋の色	収集袋の大きさ	収集袋の価格(10枚1組)
燃やせるごみ 週2回収集	黄色	ミニ(5リットル相当)	100円(1枚10円)
		小(10リットル相当)	200円(1枚20円)
		中(20リットル相当)	400円(1枚40円)
		大(40リットル相当)	800円(1枚80円)
燃やせないごみ 2週に1回収集	緑色	ミニ(5リットル相当)	100円(1枚10円)
		小(10リットル相当)	200円(1枚20円)
		中(20リットル相当)	400円(1枚40円)
		大(40リットル相当)	800円(1枚80円)
事業系ごみ	青色	30リットル相当	3000円(1枚3000円)

ごみに関するお問い合わせはコールセンターへお電話下さい。

## ごみゼロコールセンター

☎ 042・797・5300

開設期間：11月30日まで(日曜日を除く)の午前8時30分～午後5時

400店舗)で取り扱っています。

## 収集の変更点など

燃やせるごみと燃やせないごみは、原則戸別収集になります。建物ごとのごみ置き場がごみを出す場所となります。資源物・有害ごみは今までとおり集積所収集です。

収集曜日が変わり、燃やせるごみの収集が週3回から週2回に変わります。

ペットボトルの集積所収集(2週に1回)が始まります。拠点回収は今までとおりです。

少量排出事業者の事業系ごみの戸別収集を始めます。燃やせるごみの排出量が市の指定収集袋で1回2袋以下であれば、申し込みにより市で収集します。収集は週2回です。希望される事業所は市へ登録して下さい。



町田市収納事務受託者

## 町田市廃棄物指定収集袋取扱店

The designated bags for collecting garbage are sold here.

清掃工場への直接持込料金が10kg当たり250円に変わります。

## ボランティア袋

町内会・自治会などの団体、または個人が道路や公園など公共の場所を清掃したときに集めたごみは無料のボランティア袋をご利用下さい。希望される方は市へ登録して下さい。

## おむつ専用袋

常時、おむつや着尿便袋を使用している方は、無料のおむつ専用の指定袋を利用できます(町田市民に限りません)。市民センターなどの配布場所へ直接おいで下さい。

## 高齢者在宅サービスセンター「デイサービスあいら」がオープン

高齢者在宅サービスセンター「デイサービスあいら」が10月1日にオープンしました。同施設は2003年にオープンした「デイサービス高ヶ坂」について公設の通所介護施設としては13番目のサービスセンターになります。所在地は相原町3174番地(都営武蔵岡アパート東隣)、運営はNPO法人相原やまゆり会が行います。

主な事業は、介護保険による通所介護事業(送迎、生活リハビリ、元気農園や手芸等の趣味活動、食事、入浴など)で、心身機能の維持、家族介護者の負担の軽減及び仲間作り等のお手伝いをします。また、一部、介護保険で非該当(＝自立)と認定された方も利用できます。利用時間は、月々

土曜日の午前8時30分～午後5時まで、1日の利用定員は30人です。問 デイサービスあいら ☎ 782・1818



## 介護保険制度が変わります

平成17年10月から介護保険制度の一部が改正されます。施設サービス(ショートステイを含む)の居住費・食費が、在

問 高齢者福祉課 ☎ 721・0912

表1 施設サービスにおける利用者負担

項目	現行	改正後
介護サービス費用	介護サービス費用の1割	介護サービス費用
日常生活費		日常生活費
食費	食費の一部	食費
居住費		居住費

表2 居住費と食費の基準費用額と所得段階別の負担限度額

居住費と食費の基準費用額(月額)	負担限度額(月額)		
	生活保護を受給している方等	世帯全員が住民税非課税の方 合計所得+年金収入が80万円以下の方	世帯全員が住民税非課税の方 であって、に該当しない方
ユニット型個室	1970円	820円	1640円
ユニット型個室	1640円	490円	1310円
従来型個室	1150円~1640円	320円~490円	820円~1310円
多床室	320円	0円	320円
食費	1380円	300円	650円

基準費用額とは、国が示している、施設を利用する際に必要となる金額(月額)の目安です。負担限度額とは、1日あたりに支払う、居住費と食費の上限です。従来型個室は、利用するサービス種類・施設種類によって基準費用額および負担限度額が異なります。

宅サービスの利用者との公平性を図るために全額自己負担となり(表1参照)。居住費や食費は、施設との契約により決まります。ただし、世帯の所得状況によって、減額制度が適用されます(表2参照)。

表3 高額介護サービス費の上限額(月額)

現行の上限額	生活保護を受給している方等	世帯全員が住民税非課税の方	世帯員に住民税課税者がいる方
	15,000円	24,600円	37,200円

  

改正後の上限額	生活保護を受給している方等	世帯全員が住民税非課税であって、合計所得+年金収入が80万円以下の方	世帯員が住民税非課税であって、に該当しない方	世帯員に住民税課税者がいる方
	15,000円	15,000円	24,600円	37,200円

月々の1割負担の額が上限額を超えた場合に給付される高額介護サービス費の設定が変わります(表3参照)。

表4 社会福祉法人等による減額制度

条件	現行	改正後
	世帯年間収入が基準額以下であること ひとり世帯 140万円 世帯に1人増えるごとに60万円を加える 世帯預貯金額が基準額以下であること 単身世帯 120万円 世帯に1人増えるごとに50万円を加える 介護保険料を滞納していないこと 市民税非課税世帯であること 生活保護受給者ではないこと 旧措置入所者ではないこと	世帯年間収入が基準額以下であること ひとり世帯 150万円 世帯に1人増えるごとに50万円を加える 世帯預貯金額が基準額以下であること 単身世帯 350万円 世帯に1人増えるごとに100万円を加える 介護保険料を滞納していないこと 市民税非課税世帯であること 生活保護受給者ではないこと 利用者負担軽減を受けている旧措置入所者ではないこと 日常生活のために必要な資産以外に資産を所有していないこと 負担能力のある親族に扶養されていないこと
軽減率	1/2 利用者負担の10%を5%に軽減	1/4(老齢福祉年金受給者は1/2) 利用者負担の10%を7.5%に軽減 (老齢福祉年金受給者は5%に軽減)
対象サービス	介護老人福祉施設 訪問介護 通所介護 短期入所生活介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 訪問看護 訪問介護 訪問リハビリテーション 短期入所療養介護	通所介護 短期入所生活介護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション
サービス提供事業所	東京都へ申し出を行った事業所	

件によって受けることができる減額制度の見直しがあります(表4参照)。

## アスベストと悪性中皮腫

町田市医師会

アスベストによる健康被害が問題になっています。アスベストとは、石綿(せきめん、いしわた)と呼ばれる天然の繊維状鉱物で、保温断熱の目的で建材などに広く用いられてきました。また、悪性中皮腫は肺を包む膜(胸膜)など

にできる悪性腫瘍で、かつては稀な病気とされてきました。40年ほど前、海外でアスベストと悪性中皮腫との関連が指摘され、その使用量に比例して現在では世界的に増加傾向にあるといわれています。日本では昭和50年に保温断熱の目的でアスベストを吹き付ける作業が原則禁止となり、その後、

この記事は、現在、社会問題となっているアスベストについて、町田市医師会より寄稿していただきました。

保温断熱材、防音材、ブレイカーなど使用されましたが、現在では製造することが原則禁止となっています。

アスベストが吸い込むことが問題なのです。もちろん吸入したすべての人におこるわけではなく、はつきりとしたメカニズムが分かっているわけではありませんが、暴露した量、期間により発生率が高くなります。発症する時期が平均40年と長いのが特徴です。そこが「静かなる時限爆弾」といわれるゆえんです。

アスベストによる健康被害には悪性中皮腫の他、石綿肺、肺がん、胸膜疾患などがあります。とりわけ悪性中皮腫、肺がんは難治性ですが、新規抗がん剤の効果期待されているところです。